

新型コロナウイルス感染症対策に係る取組状況について

総合教育会議資料
令和2年4月21日提出
担当：教育部 学校教育課

◆令和元年度における取組・対応

年月日	国・県	米原市対策本部	小中学校の取組事項	協議・対応内容等
令和2年2月26日			臨時校長会	・感染症についての注意事項について ・出席停止の扱いについて ・卒業式・入学式の持ち方について ・修学旅行の延期について 協議し、共通理解を図る。
令和2年2月27日	・政府より全国の小中学校へ臨時休業の要請			
令和2年2月28日	・県立学校の臨時休業を決定	・市内小中学校の臨時休業を決定	臨時休業の保護者向け文書配布、メール配信	・臨時休業中の過ごし方について ・卒業式の持ち方について ・高校入試について ・修了式・離任式について ・通知票について ・部活動、スポーツ少年団活動について ・健康管理、感染が疑われる場合の問合せ先について 連絡する。
※令和2年3月2日～3月23日				・市内小中学校の臨時休業 ・中学校部活動の休止 ・学校給食の休止 ・スポーツ少年団活動の休止
令和2年3月2日			臨時校長会	・児童生徒の休業中の過ごし方について ・卒業式について ・修了式について ・通知票について ・中学校部活動、スポーツ少年団活動の休止について ・給食費の返金について ・修学旅行の延期について 協議し、共通理解を図る。
令和2年3月5日			小学校での児童受入れ開始、メール配信	・ケアサポーターや教職員により8時30分～15時まで受入れ ・学童年間利用・春休み利用の小学校1年生～3年生の受入れ
			臨時休業中の小学校の取組	・電話や家庭訪問により各児童の健康や学習の状況を確認する。 ・学習課題を各家庭から回収し、次回の課題を配布する。
			臨時休業中の中学校の取組	・高校入試に関わって、個別登校により3年生の個別指導を行う。 ・学力補充に関わって、1. 2年生に個別登校による指導を行う。
令和2年3月10日			県立高校入試	・受検予定者全員受検
令和2年3月14日			市内中学校卒業式	・卒業生、保護者、教職員のみで実施

令和2年3月18日			臨時校長会、メール配信	・3月24日、3月31日の登校日について指導内容の共通理解を図る。
令和2年3月19日			市内小学校卒業式	・卒業生、保護者、教職員のみで実施
令和2年3月24日			学校再開	・小学校1年生～5年生、中学校1.2年生を登校させ、学年末・学年始休業の過ごし方や学習課題の確認をする。 ・部活動・スポーツ少年団活動の再開 ・感染症対策等のガイドラインを示し、徹底した。
令和2年3月30日			メール配信	・マスク作成について保護者に協力を依頼する。
令和2年3月31日			臨時登校日	・学年末休業中の生活や学習課題の進捗状況の確認、新年度に向けての意欲喚起を中心に指導を行う。

◆令和2年度における取組・対応

年月日	国・県	米原市対策本部	取組事項	協議・対応内容等
令和2年4月3日			各校における感染症対策のガイドラインを配布	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における留意事項の徹底 ・マスクの着用について ・検温の徹底について ・入学式、始業式の持ち方について 共通理解を図るための指示を行う。
令和2年4月6日			市内校園管理職会議 メール配信	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用の徹底 ・家庭全体での検温の実施 ・保護者への協力依頼 ・学校生活での留意事項 ・部活動、校外活動について ・入学式、始業式の持ち方について 協議し、共通理解を図る。
令和2年4月7日	・7府県に緊急事態宣言			
令和2年4月8日	・県立学校の4月13日～5月6日までの臨時休業を発表		市内小中学校入学式・始業式	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式は、入学生、保護者、教職員で実施 ・始業式は、学校規模に応じて3密を避けて実施
令和2年4月10日		・市内小中学校の臨時休業を決定	臨時校長会、メール配信	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の休業中の過ごし方について ・中学校部活動、スポーツ少年団活動の休止について ・登校日の設定について ・小学校における児童の預かりについて ・13日の児童生徒の指導について 協議し、共通理解を図る。
※令和2年4月14日～5月6日				<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の再度の臨時休業 ・学校給食の再度の休止
令和2年4月14日			小学校での児童受入れ開始、メール配信	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアサポーターや教職員により8時30分～13時まで受入れ ・学童年間利用・春休み利用の小学校1年生～2年生の受入れ ・特別支援学級、医療従事者の家庭の児童の受入れ
			臨時休業中の小学校の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電話により各児童の健康や学習の状況を確認する。 ・学習課題を各家庭の協力により学校玄関前に設置したボックスで回収する。 ・担任が各家庭の郵便受けに次の学習課題を配布する。
			臨時休業中の中学校の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数での分散登校を計画し、休業中の学習課題の確認や健康面での指導を行う。 ・希望者に個別指導を行う。

新型コロナウイルス感染症に伴う認定こども園等の対応状況について

■令和2年3月2日から3月24日までの市立小中学校臨時休業期間

1 開園措置について

市内公立認定こども園、幼稚園

- ・通常どおり開園

ただし、可能な限り家庭内保育の協力を依頼

一時預かり事業については、在園児の通常保育を優先することとし、職員体制が確保できる範囲で実施

地域子育て支援センター

- ・閉所

2 期間中の出席率について

・93.1%

■令和2年4月14日から4月20日までの間

1 開園措置について

市内公立認定こども園、幼稚園

- ・通常どおり開園

ただし、可能な限り家庭内保育の協力をより強く依頼

一時預かり事業については、在園児の通常保育を優先することとし、職員体制が確保できる範囲で実施

地域子育て支援センター

- ・閉所

2 期間中の出席率について

・69.9%

■令和2年4月21日から5月6日までの間

1 開園措置について

市内公立認定こども園、幼稚園

- ・緊急事態宣言の対象地域の拡大、市内での感染者の確認を受け、家庭での保育を強く要請しながら、真に保育を必要とする園児を対象に「特別保育」を実施

特別保育：①保護者がすべて就労しており、休暇の取得が困難な場合

②保護者の疾病や看護、介護等により家庭での保育が困難な場合

③その他、家庭の事情により保育が必要な場合

地域子育て支援センター

- ・閉所

■園での感染症防止対策について

・登園前に、子ども本人・家族の体温を計測し、発熱がある場合、利用を控えるよう依頼

・登園時における手指消毒

・保育士のマスク着用徹底

・供用する箇所(ドアノブ、トイレレバーなど)のこまめな消毒の実施

・保育室のこまめな換気の実施等

新型コロナウイルス感染症に伴う放課後児童クラブの対応状況について

■市立小中学校の臨時休業決定

【期間】3月2日(月)から3月24日(火)まで

1 公設放課後児童クラブの対応経過

○3月2日(月)から開設時間を2時間繰り上げ、午後1時からの開設

但し、感染症拡大防止のため、臨時休業中は自宅で過ごすことを原則とする。

【対象児童】

年間利用している1年生～6年生の児童

○3月5日(木)から3月24日(火)まで(受入れ内容の一部変更)

6クラブについては午前7時30分から、3クラブについては午後1時から開設

※3月5日から学校施設での児童の預かり 午前8時30分から午後3時まで

【対象児童】

年間利用している1年生～6年生の児童

※小学校施設での受入は、年間利用している1年生～3年生の児童および長期休業期間利用(3月春休み)の1年生～3年生の児童

【開所時間】

児童クラブ名	開所時間	備考
近江げんきッズ坂田・息長 坂田児童クラブ 山東児童クラブ 柏原児童クラブ いぶきっ子クラブ	午前8時から午後6時まで 朝延長利用：午前7時30分から 夕延長利用：午後6時30分まで	—
まいはらっ子クラブ 河南児童クラブ 大原児童クラブ	午後1時から午後6時まで ※夕延長利用は上記と同様 ※児童クラブの開所時間までは小学校施設での受入れ(裏面参照)を御活用ください。 ※小学校へは児童クラブの支援員がお迎えに行きます。	まいはらっ子クラブでは、年間利用の4年生から6年生までを対象に午前8時からの受入れを実施します。 ※朝・夕延長利用は上記と同様

【出席率】

年間利用している1年生から6年生の約47%の児童が利用。(211人/452人)※民設含む

○3月25日(水)から4月7日(火)まで(通常の春休みの預かり)

【対象児童】

年間利用している1年生から6年生まで

長期休業期間利用(3月春休み、4月春休み)の1年生から6年生まで

○4月8日(水)から4月13日(月)(通常の年間利用の預かり)

【対象児童】

年間利用している1年生から6年生まで

■**市立小中学校の再度の臨時休業決定**

【期間】4月14日(火)から5月6日(水)まで

■**公設放課後児童クラブの対応**

3月の臨時休業中よりも感染拡大の状況が深刻であり、感染リスクを少なくするため、前回よりも規模を縮小して実施する。

【対象児童】

- ・年間利用している小学1、2年生の児童
- ・4月春休み申込みの小学1、2年生の児童
- ・特別支援学級に在籍している児童(小学3～6年生)
- ・保護者が医療従事者の児童(小学3～6年生)

【対象期間】

○4月14日(火)から5月6日(水)まで

受入時間	受入場所
午前8時30分から午後1時まで	小学校施設で受入れ
午後1時から午後6時まで ※夕延長利用：午後6時30分まで	放課後児童クラブで受入れ ※小学校へは児童クラブの支援員がお迎えに行きます。

【出席率】

年間利用している1、2年生の約36%の児童が利用。(120人/336人)民設含む

2 感染症防止対策について

- ・登校前に児童本人および同居の家族の体温を計測し、発熱が認められる場合は、利用をお断りする。
- ・保護者が健康観察表に計測した児童の体温を記入し、学校へ提出。⇒提出された申込書は児童クラブへ引き継ぐ。
- ・児童のマスク着用の徹底
- ・3密(密閉、密接、密集)を可能な限り避ける。
- ・換気を1、2時間に1回、定期的実施する。
- ・施設内の消毒(ドアノブ、取っ手、机等児童や職員の手が触れる場所)
- ・児童の手洗い、うがいの徹底(下校後、おやつの前、トイレの後、外遊びの後等)
- ・発熱が見られた時は、静養室で休ませ、保護者に早めのお迎えをお願いする。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について

新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒（臨時休業中または学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒）に対する学習指導については、令和2年4月10日付2文科初第87号にて文部科学省初等中等教育局通知がありました。

①新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対する学習指導に関する基本的な考え方

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせる可能な限り学習を支援（一部抜粋）



臨時休業期間中における児童生徒に対する学習指導については、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置を講じること。

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行うこと等が考えられること。

補充のための授業等を行う場合の留意点

学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。

各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となること。）

②登校再開後の指導について

学校において、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じるとともに、休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価（抜粋）

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課することが求められること。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること。

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。



本市の取組方針

- ・ 未指導部分の補充に係る時間数（3月臨時休業分）
小学校 低学年 約10時間程度、中学年 約15時間程度、高学年 約20時間程度
中学校 約20時間程度 を各校の実態に応じて登校日を設定
- ・ 未指導部分の学習補充のための授業を長期休業（夏季休業、冬季休業）中の登校日や土曜授業の実施により補習
- ・ 行事の精選等により、学習時間数を例年よりも多くとれるように工夫
学校再開が不透明な状況ではあるが、再開後は未指導部分の学習が補えるように各校で工夫して時間数を確保していきたい。
家庭学習で補ってきた部分については、学校再開後の補習の授業時間において学習するようにしていきたい。